

mintsに誤アップロードした場合の対応について

mintsの事件情報に誤ったファイルをアップロードした場合

例えば

- ⊗ 異なる事件のファイルをアップロードしてしまった
- ⊗ 裁判手続とは無関係のファイルをアップロードしてしまった
- ⊗ 秘匿情報等が記録されたファイルをアップロードしてしまった

速やかに誤アップロードした事件の担当部に連絡を！

裁判所は、ファイルに記録された事項がその係属する事件に関するものでないこと又は誤って記録されたことが明らかであると認めるときは、当該事項が記録された部分をファイルから消去する措置を講ずることができますが（改正民訴規則33条の5第2項）、当事者その他の関係人がファイルに記録した事項を消去するには、原則として、その人からの申出が必要です。

そのため、誤アップロードをした場合には、速やかに裁判所に対して消去を申し出ることが重要となります。



当該当事者その他の関係人が当該事項の消去を求める旨の申出を速やかに行うことが困難であると認める事情その他の特別の事情がある場合、当事者等からの申出は要しませんが、裁判所において、消去すべきか否かを判断することが困難な場合も多いことから、まずは、当事者等から申し出ていただくことが重要です。



改正民訴規則33条の5第2項の要件を満たさない場合、例えば、作成途中のファイルをアップロードしてしまった場合（一見して作成途中であることが分かる場合を除く）や、アップロードの際にファイル種別を間違えてしまった場合（証拠を「主張」のファイル種別で提出してしまった等）、消去措置を講じるには、当該ファイルの陳述等が未了であることに加え、当事者全員が消去に同意し、裁判所が消去を相当と認めることが必要です（同条第1項）。



誤ったファイルをアップロードしないように細心の注意を！

mintsに誤ったファイルをアップロードした場合、上記の要件を満たせば、消去措置を講ずることが可能ですが、mintsにアップロードした時点で、mintsの事件情報に関連付いている相手方当事者等も閲覧・複写が可能となるため、ファイルアップロードの際には、提出するファイルを十分に確認する必要があります。

休日・夜間は裁判所において消去対応ができませんので、特にご注意ください。

※ アップロードの際のプレビューの方法については、[操作説明動画](#)（1分30秒当たりから紹介しています。）を参考にしてください（You Tubeのサイトへ移動します）。